

みんな安心 訪問看護活用ガイド



訪問看護サービスのしくみ

訪問看護とは、ご自宅や施設で生活されている療養者の方が、住み慣れた地域やご家庭でその人らしい生活が送れるよう、看護師が訪問して看護やケアを提供し、安心した療養生活ができるように支援するサービスです。

- 訪問看護サービスのしくみ
- 訪問看護利用フローチャート
- 訪問看護指示書等の算定について
- 特別訪問看護指示書記入例
- 在宅患者訪問点滴注射指示書記入例
- 医療保険による訪問看護の利用対象となる疾患
- 訪問看護Q&A

発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100（八戸市医師会訪問看護ステーション内）

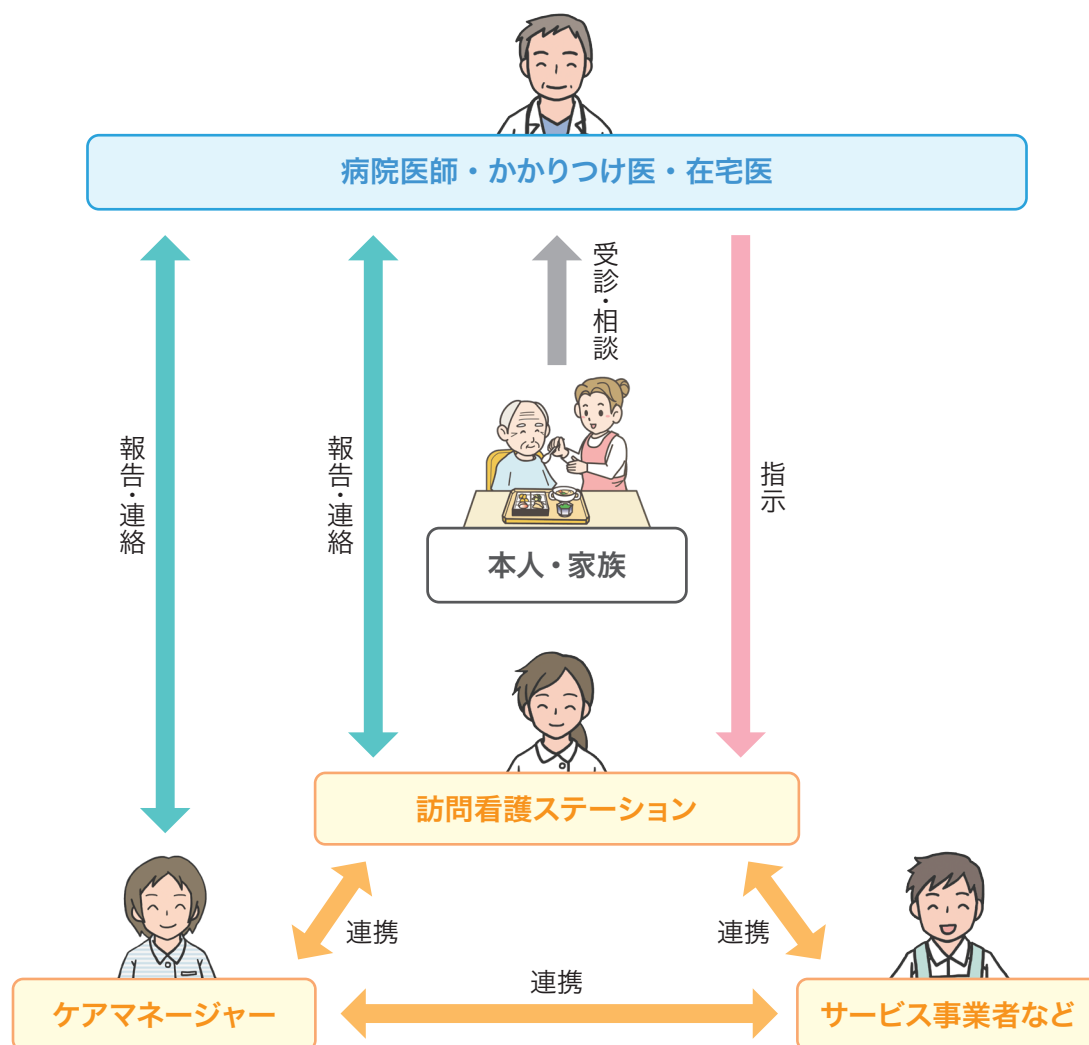
－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －

● 訪問看護サービスのしくみ ●

訪問看護の利用対象者は、

- 病気や障害を持っていても自宅で暮らしたい方
- 医療機器を使用しているのでサポートをして欲しい方
- 自宅で最期を迎えたい方

などで、主治医が訪問看護の必要性を認めた方に限られます。



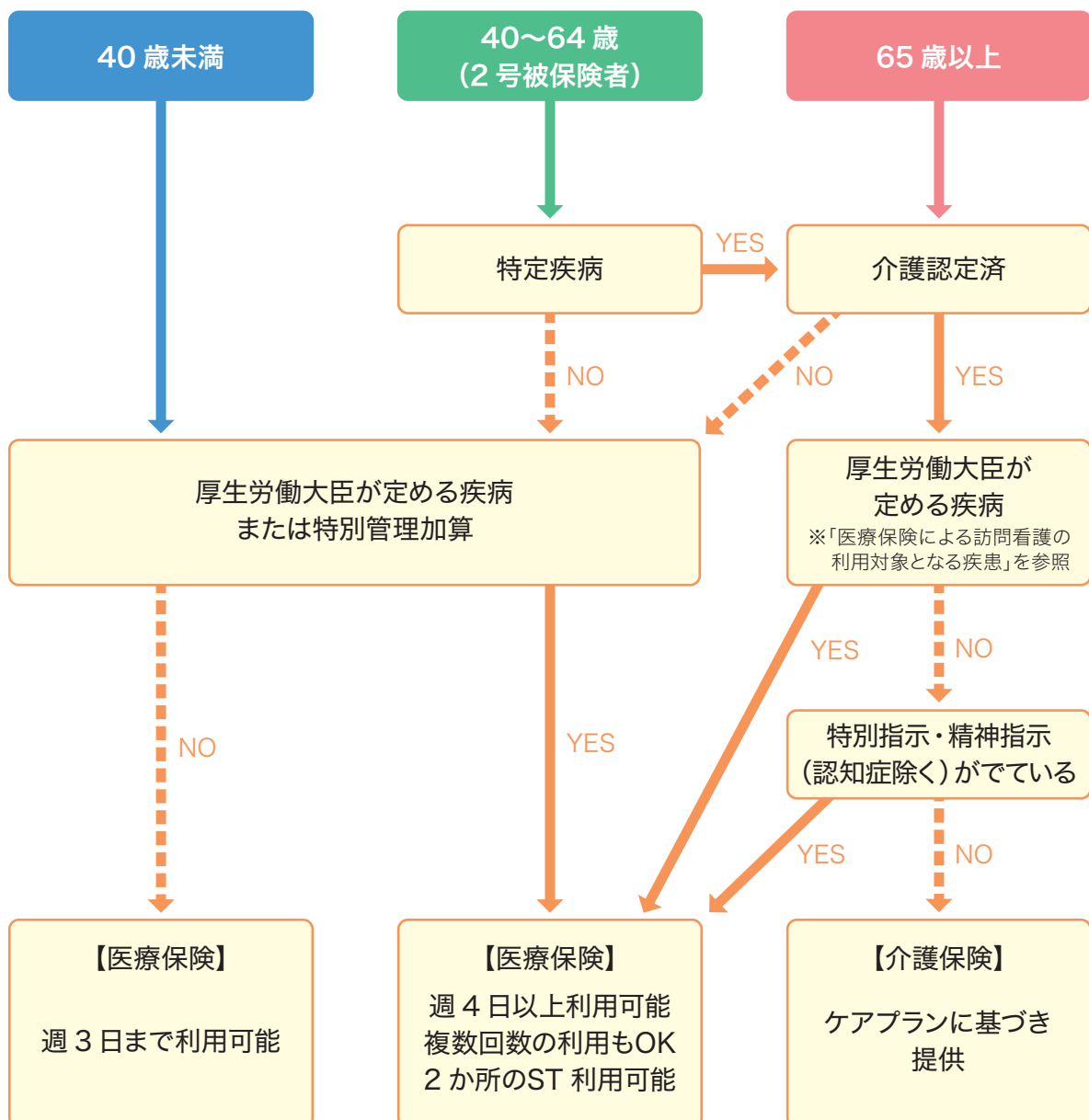
発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100（八戸市医師会訪問看護ステーション内）

－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －

● 訪問看護利用フローチャート ●

＊赤ちゃんから高齢者までご利用頂けます。年齢制限はありません。
＊疾病を問わず、障がいのある方にもご利用頂けます。



発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100 (八戸市医師会訪問看護ステーション内)

－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －

● 医療保険による訪問看護の利用対象となる疾患 ●

介護保険の認定を受けている方は原則として介護保険での利用が優先されます。

ただし、下記の疾患に該当する方は医療保険の適用になります。

厚生労働大臣の定める疾病等

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（Hoehn・Yahr ホーエン・ヤール
の重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）
- 多系統萎縮症
綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群
- プリオン病
- 亜急性硬化症全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 後天性免疫不全症候群
- 頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態



指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者（告示第2の1） 平 22. 3. 厚労省告示第74号改正

発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100（八戸市医師会訪問看護ステーション内）

－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －

● 訪問看護指示書等の算定について ●

訪問看護 指示書の種類	指示期間	記載時の留意点	診療報酬	備考
訪問看護 指示書	◎指示期間の記載 がない場合、指 示日より1か月 ◎1か月間から最 長6か月	◎末期の状態、公 費対応の疾患の 場合は「主たる 傷病名」に記載	300点 / 月	◎訪問看護を開始 する場合、医療 保険・介護保険 対応にかかわら ず必ず必要
特別訪問看護 指示書	連続する14日間 を限度として月に 1回 ◎気管カニューレ を使用している 状態、または真 皮を超える褥瘡 等の場合は、連 続する14日間を 限度として月に 2回	◎頻回の訪問が必 要になった場合	100点 / 回	介護保険対応の場 合は、医療保険対 応に切り替わるた め療養者の負担額 も変わる ◎指示日と指示開 始は同日でなけ ればならない
在宅患者訪問 点滴注射指示書	◎7日間を限度と して月に何回で も可能	◎週3日以上の特 殊な点滴が必要な場合	100点 / 回	3回目の点滴時に 算定する CVポート、IVH、静 脈注射、筋肉注射 は該当しない ※薬、衛生材料に ついては医療機 関が請求できる

※週3回以上の点滴注射を指示したものの、療養者の状態の変化などで週3日の点滴を実施しなかった場合は、主治医の所属する医療機関は在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定できないが、使用した薬剤料は算定できる。

発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100（八戸市医師会訪問看護ステーション内）

－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －

● 訪問看護指示書記入例 ●

(別紙様式16)

訪問看護指示書 在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間 (令和 2年 2月26日 ~ 2年 3月31日)
点滴注射指示期間 (平成 年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名	八戸太郎	生年月日	明・大・44・平 4年 6月 2日 (90 歳)
患者住所	八戸市青山台 1-1-1 電話 (0178) 00 - 0000		
主たる傷病名	(1) 認知症 (2) 高血圧 (3) COPD		
現在の状況 (該当項目に○等)	病状・治療 状態	上記にて外来通院していましたが、徐々に体力が低下しています。 通院は月一回継続しますが、週一回程度訪問での状態確認をお願いします。	
	投与中の薬 剤の用量・ 用法	1. アムロジピン5mg 1T/1x朝 2. 酸化マグネシウム330mg 3T/3x 3. 4. 5. 6.	
	日常生活 自立度	寝たきり度	J 1 J 2 A 1 A 2 (B 1) B 2 C 1 C 2
	認知症の状況	I II a II b III a (III b) IV M	
	要介護認定の状況	要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)	
	褥瘡の深さ	DESIGN分類 D3 D4 D5 NPUAP分類 III度 IV度	
装着・使用 医療機器等	1. 自動腹膜灌流装置 2. 透析液供給装置 ③. 酸素療法 (1 /min) 4. 吸引器 5. 中心静脈栄養 6. 輸液ポンプ 7. 経管栄養 (経鼻・胃瘻: サイズ 3 日に1回交換) 8. 留置カテーテル (部位: サイズ 3 日に1回交換) 9. 人工呼吸器 (陽圧式・陰圧式: 設定) 10. 気管カニューレ (サイズ) 11. 人工肛門 12. 人工膀胱 13. その他 ()		
留意事項及び指示事項 I 療養生活指導上の留意事項 塩分・水分の取り過ぎに注意。Hbが7.0g/dlと貧血があります。			
II 1. リハビリテーション 筋力低下が進んでおり、筋力維持のための運動指導をお願いします。 2. 褥瘡の処置等 3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 4. その他			
在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与薬剤・投与量・投与方法等)			
緊急時の連絡先 はちのへ青山クリニック (0178) 00-0000 不在時の対応法 医師携帯へ連絡 (080) 00-0000			
特記すべき留意事項 (注: 薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。) 転倒に注意。右耳の難聴が強いので左側から声がけをお願いします。			
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有: 指定訪問看護ステーション名) たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示 (無 有: 訪問介護事業所名)			

上記のとおり、指示いたします。

令和 2年 2月26日
医療機関名 はちのへ青山クリニック
住所
電話 (0178) 00-0000
(FAX)
医師氏名 青山太郎

印

事業所 八戸うみねこ訪問看護ステーション 殿

発行者: 八戸地域訪問看護協議会

住所: 八戸市柏崎6丁目26-1 TEL: 0178-71-2100 (八戸市医師会訪問看護ステーション内)

— 当ガイドの無断転載を禁ずる —

● 特別訪問看護指示書記入例 ●

(別紙様式18)

特別訪問看護指示書 在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

特別看護指示期間 (令和 2年 2月26日 ~ 2年 3月10日)
点滴注射指示期間 (平成 年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名	八戸太郎	生年月日	明・大・ 昭 ・平4年 6月 2日 (90 歳)
病状・主訴： 誤嚥性肺炎のため昨日から発熱・咳嗽・喀痰があります。 一時的に訪問看護が頻回に必要な理由： 毎日の状態観察および適宜吸引が必要です。			
留意事項及び指示事項(注：点滴注射薬の相互作用・副作用についての留意点があれば記載して下さい。) 呼吸状態および全身状態の確認をお願いします。 状態により適宜吸引や在宅酸素の流量の調整を0.5~3Lの範囲内で行ってください。			
点滴注射指示内容(投与薬剤・投与量・投与方法等)			
緊急時の連絡先等 必ず記載 はちのへ青山クリニック (0178) 00-0000 不在時の対応法 医師携帯へ連絡 080 (0000) 0000			

上記のとおり、指示いたします。

令和 2年 2月26日

医療機関名 はちのへ青山クリニック
電 話 (0178) 00-0000
(FAX.)
医 師 氏 名 青山太郎 印

事業所 八戸うみねこ訪問看護ステーション 殿

発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100 (八戸市医師会訪問看護ステーション内)

－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －

● 在宅患者訪問点滴注射指示書記入例 ●

(別紙様式18)

特別訪問看護指示書 在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

特別看護指示期間 (平成 年 月 日 ~ 年 月 日)
点滴注射指示期間 (令和 2 年 2 月 26 日 ~ 2 年 3 月 10 日)

患者氏名	八戸太郎	生年月日	明・大・ 4 ・平4年6月2日 (90歳)
病状・主訴： 誤嚥性肺炎のため昨日から発熱・咳嗽・喀痰があります。 一時的に訪問看護が頻回に必要な理由： 抗生剤の点滴および適宜吸引が必要です。			
留意事項及び指示事項(注：点滴注射薬の相互作用・副作用についての留意点があれば記載して下さい。) 抗生剤の点滴時疼痛や発疹などないか注意してください。 状態により適宜吸引や在宅酸素の流量の調整をお願いします。			
点滴注射指示内容(投与薬剤・投与量・投与方法等) LVFX500mg div. 1日1回 7日間			
緊急時の連絡先等 必ず記載 はちのへ青山クリニック (0178) 00-0000 不在時の対応法 医師携帯へ連絡 080 (0000) 0000			

上記のとおり、指示いたします。

令和 2 年 2 月 26 日

医療機関名 はちのへ青山クリニック
電 話 (0178) 00-0000
(FAX.)
医 師 氏 名 青山太郎 印

事業所 八戸うみねこ訪問看護ステーション 殿

発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100 (八戸市医師会訪問看護ステーション内)

－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －

● 訪問看護 Q&A ●

Q1. どんな方が訪問看護を利用できますか？

- A. 医師が訪問看護を必要と判断すれば、利用できます。通院困難でなくても利用できます。

Q2. 訪問看護で出来ることには、どんなものがありますか？

- A. 採血、点滴、CVポート、血糖測定、胃ろう、経鼻胃管管理、尿カテーテル管理、人工肛門、人工膀胱、褥瘡処置、人工呼吸器管理、在宅酸素、認知症ケア、緩和ケア、看取りなど幅広く対応できます。

Q3. 介護保険の申請をする場合は、どこに相談したら良いですか？

- A. 市役所介護保険課または地域包括支援センター、高齢者支援センター、居宅介護支援事業所などにご相談下さい。

はちのへ圏域医療・介護連携マップをご参照下さい▶



Q4. 介護保険の認定を受けていない方でも、訪問看護を利用できますか？

- A. できます。介護保険の認定を受けていない場合は、医療保険での訪問となります。介護保険のサービス利用は申請主義であり、必ずしも要介護認定を受けなければならないものではありません。

Q5. 要支援1・2の方は、介護保険での訪問看護を利用できますか？

- A. できます。介護予防訪問看護を利用することにより、身体機能や生活状態の悪化防止に効果があるといわれています。

Q6. 要支援、要介護の方で、今まで訪問看護の利用はしていませんでした。発熱と食欲不振で脱水症の診断がつき、自宅で点滴を希望していますが訪問は可能ですか？

- A. 状態に応じて、医療保険または介護保険どちらでも利用できます。急を要し、頻回の訪問が必要になる場合は医療保険での訪問看護が望ましいです。その際は、①訪問看護指示書 ②特別訪問看護指示書 ③在宅患者訪問点滴注射指示書が必要です。

Q7. 特別訪問看護指示書とは、いったい何ですか？

- A. 介護保険の方が急性増悪時医療保険に切り替わり、14日間にわたり訪問看護を利用できます。月1回発行できますが、気管切開、真皮を超える褥瘡の方は月2回まで発行できます。

発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100（八戸市医師会訪問看護ステーション内）

－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －

● 訪問看護 Q&A ●

Q8. 入院中の外泊時でも、訪問看護指示書は必要ですか？ 医療機関は、訪問看護指示書料を算定できますか？

A. 必要です。指示日については外泊を実施する日となり、医療保険での訪問となります。（介護保険サービスは利用できません。）訪問看護指示書料は退院時に算定できます。

Q9. パーキンソン病で、特定医療費受給者証を持っている方に医療保険で訪問を行うためには、毎回訪問看護指示書にヤール分類の記載が必要でしょうか？

A. 特定医療費受給者証を持っていても、重症度により介護保険か医療保険かの訪問に分かれます。毎回訪問看護指示書には、「ホーエン・ヤールの重症度分類・生活機能障害度」の記載が必要です。Ⅱ度、Ⅲ度以上であれば医療保険での訪問となります。

Q10. 定期巡回型・随時対応型訪問介護看護とは、どのようなサービスですか？

A. 1日複数回の訪問介護または訪問看護が定期的に利用でき、通信端末により事業所のオペレーターと24時間いつでも通話できます。併せて、要請に応じて必要があれば随時の訪問介護（看護）を行います。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみ世帯の方の安心感が増すと共に、できる限り自宅で生活が続けられる仕組みとして、期待されています。要介護の方が利用でき、月額定額料金です。（要支援の方は対象外です。）

在宅療養の連携に関するご相談は、八戸市在宅療養相談窓口で無料で相談できます。

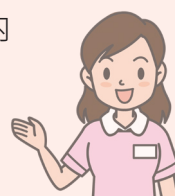
八戸市在宅療養相談窓口

場 所：八戸市柏崎6丁目26-1 八戸市医師会交流センター内

電 話：0178-38-6130 FAX：0178-44-9946

E-mail：soudan@hachinohe.aomori.med.or.jp

相談日：平日9：00～17：00（土・日・祝日、8/13～8/16、12/29～1/3を除く）



この冊子は、「安心を支える訪問看護サービスガイド」（佐世保市在宅医療・介護連携協議会作成）を参考に作成しております。

発行者：八戸地域訪問看護協議会

住所：八戸市柏崎6丁目26-1 TEL：0178-71-2100（八戸市医師会訪問看護ステーション内）

－ 当ガイドの無断転載を禁ずる －